

高齢者消費者被害防止パネル展



# 高齢者の消費者被害を防ごう！

令和3年度、兵庫県内の消費生活センターに寄せられた相談のうち、トラブルの当事者が60歳以上の割合は、全体の約40%、70歳以上は約25%を占めています。

高齢者を悪質商法等の被害者にさせないためには、ご本人に加えて、周りの人たちに悪質商法の手口や相談窓口を知っていただくことが大切です。

兵庫県では、高齢者福祉月間である9月を「高齢者消費者被害防止キャンペーン」月間とし、県下各地で様々な啓発活動を展開しており、丹波県民局では、下記のとおりパネル展示を実施します。

記

令和4年9月24日(土)～9月30日(金)

丹波ゆめタウン ゆめ広場 (丹波市氷上町本郷 300)

※ 最終日は13時まで



**兵庫県丹波県民局県民交流室たんば共創課  
(丹波消費者センター)**

〒669-3309 丹波市柏原町柏原 5600 (丹波の森公苑内)

[電話] 0795-73-0690 [ファックス] 0795-72-0899

※ 丹波の森公苑は月曜日が休館のため、休みになります。